

議 会

- 第1回定例会 -

3月5日に招集された第1回定例町議会は、13日、全日程を終えて閉会しました。
今定例会では、小竹町長、杉本教育長の行政報告のほか、平成26年度の当初予算などが審議されました。小竹町長と杉本教育長の行政報告についてお知らせします。

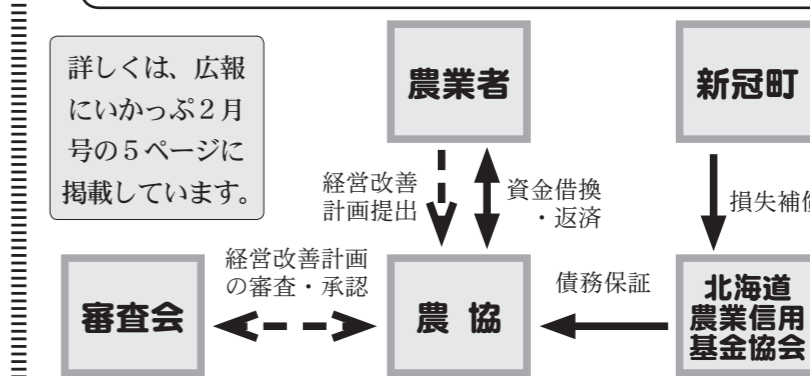
町長行政報告

北海道農業振興対策金融通事業の貸付結果について

新冠町の基幹産業として発展してまいりました農業を取り巻く環境は、国内外の農業情勢の変化に伴い、より厳しさを増しております。地域農業の安定的な発展や農業を基盤とした地域社会の活性化を図るためには、担い手の中心となる若手農業者や新規就農者の育成はもとより、地域を支える農業者の皆さんが安心して、意欲的に農業に取

り組める環境づくりが肝要と考えております。
北海道農業振興対策資金金融通事業は、農業者の財務体質の健全化に向けて、農協系統組織や行政が一体となって取り進める仕組みとして制度化されたもので、農業者個々の経営改善計画の着実な実践により、農業所得の向上を図り、将来とも持続可能な健全経営を目指すとともに、農業者の組織体であります新冠町農業協同組合の経営基盤の強化と、戦略的な営農指導により、農業のさらなる振興と地域の発展を期待する事業として、実施に伴う損失補償について、平成25年第4回定例会で議決をいただいたところでございます。
今般、平成26年1月30日に、本事業の対象農業者に対し、新冠町農業協同組合から資金貸付が実行されましたので、この経過、内容についてご報告いたします。
先ず、損失補償の契約に向け、1月7日に対象農業者の経営改善計画に対する審査会を実施しております。
審査会は、北海道農業協同組合中央会、北海道信用農業協同組合連合会、新冠町で構成しておりますが、オプザーバーとして日高振興局が加わり、また、町側の立場として中小企業診断士が事前審査を行っております。
加えて、対象農業者を直接的に債務保証する北海道農業信用基金協会での独自審査を経て、町は1月29日付けで

北海道農業振興対策資金金融通事業イメージ



北海道農業信用基金協会との損失補償契約を締結しております。

この経過を踏まえ、融資機関であります新冠町農業協同組合から対象農業者への資金貸付が1月30日に実行されました。
貸付実行した農業者は21戸で、金額は3億1016万円でございます。
先に議決をいただきました際に提案した対象農業者数から1戸減少し、限

度額から1万3千円減額した結果になっておりますが、減少した1戸につきましては、昨年9月の4億8百万円から11月末の3億1千万円に要請額が減額となった際に、担保不足見込額がゼロ円となり、基金協会及び町の保証付き資金の対象から外れましたが、農協単独での借換えが予定されているため、基金協会、中央会側の意向により、戸数にカウントしていただくものでございます。
また、1万3千円の減額は、農業者個々の保証額について、千円未満の端数処理を四捨五入ではなく、切り捨てするよう基金協会から指示があったものです。

新冠町和牛センターの運営状況について

平成24年4月に生産者の方から最初の預託牛6頭の預託を受け、22カ月余りセンターで細心の注意を払い肥育された黒毛和種牛が今年2月4日に初出荷されましたので、その販売結果と和牛センターの現状について報告いたします。

今般、初出荷したのは、センターのオープン時に受け入れた5戸の生産者の去勢のおす2頭、めす4頭の月齢29から30ヶ月齢の黒毛和種牛で、三石牛ブランドで東京食肉市場に出品し2月7日にセリにかかってございます。
出品牛6頭平均の枝肉の状況であ

りますが、食肉格付けのA5率が83・3%、A4以上率が100%、平均枝肉価格が去勢で95万6238円、めすで89万1285円で全体では91万2936円となっております。
これは、預託牛が給餌などの飼養管理により個体差が大きいことや和牛センターでの飼料や牛群構成、肥育技術などが、安定していない開設当初にも関わらず、このような好成績を出せたことは、和牛センターの現場職員の技術力と日々の研鑽、さらに状況に応じた運営の改善結果と考えているところでございます。

和牛センターの現況であります。昨年12月に施設の預託定数である76頭に達し、2月から順次出荷し、2月末現在では21戸の生産者から74頭の預託を受けております。



和牛センターでの説明会の様子

またオープンからこれまでの事故の状況であります。死亡が2頭、体調不良による緊急の早期出荷が1頭となっております。

今般、センターでの衛生管理や預託牛の観察の徹底を図るとともに、生産者にも和牛センターへの肥育預託に際しての飼養上での留意事項などを指導するなど、職員は勿論、新冠町和牛育種価推進協議会とも連携し、より良い結果を出せるよう改善と繁殖牛の改良、そして肥育素牛の資質向上に寄与したいと考えております。

浦河赤十字病院精神科の廃止方針について

浦河赤十字病院精神科の廃止方針に対しては、管内町村会をはじめとする各関係団体が、それぞれの立場で存続要請を行い、北海道主導による地域懇談会が開催されて意見交換がなされている中、日本赤十字社から存続に関する具体的な回答や方針が示されていない状況について、第4回定例会でご報告させていただきます。

その後、昨年12月25日に日赤側から日高町村会に対し、「浦河赤十字病院精神科神経科存続に向けた対応について」の資料提出がありました。

それによりますと、精神神経科廃止方針については、関係各機関などの存続要請を重く受け止め、存続に向けた最大限の努力を行うとした上で、「存

続に向けては、経営状況の改善・医師の確保・看護師の確保が大きな課題であるが、課題解決に向けた取り組みを、日本赤十字社全社を挙げて行う。」と内容でございました。
具体的には、医師や看護師の確保に向け、道内大学病院への要請や、医療職斡旋機関の活用、日赤病院グループからの職員派遣調整などの取り組み方策などが盛り込まれており、廃止から一転、存続に向けた方針が示されたことで、一歩前進が図られたと安堵いたしましたところでございます。

年明け、1月7日には日赤北海道支部及び浦河日赤病院の職員が来庁し、改めて存続に向けた考え方や取り組み方針について説明があり、1月末には、取り組みの成果を踏まえ、一定の判断をしたところでございます。

2月5日には再度、日赤職員が来庁し、医師・看護師確保に関する要請や交渉の経過について報告を受け、日赤グループ内の職員派遣に関する調整などを認め、さらに一定程度の期間を要する状況について説明があり、1月末としていた判断期日が、2月中旬までズレ込むことへの理解を求められ、これを了承したところでございます。

その後2月20日に、日赤北海道支部職員が来庁いたしました。存続に向けた取り組み状況と今後の方針について次のおり報告を受けました。

まず、医師の確保については、多方面への派遣要請活動を実施しているほか、日本赤十字病院全体で医師のローテーション化について調整を行っているが、病棟を維持できる医師数2名を確保できない状況であること。
また、看護師についても病棟を存続するための必要数に8名不足している状況であることが報告され、日赤病院グループでの医師・看護師の派遣の結論は、3月になる見込みであり、引き続き人材確保の努力を行う旨の方針が示されました。

今回の日赤問題については、地域の精神神経医療の確保はもろろんのこと、管内7町としては、補助金の精算の扱いも大きな課題でありますことから、急遽2月26日に、管内町長会議を開催し、日赤からの報告について共有を図ったところでございます。

会議において、新たな情報として、3月初旬に、日赤病院グループの精神神経科を統括する医師が、浦河日赤病院を訪問し、診療形態や患者の状況などを確認の上、グループ内での医師派遣について、3月中旬には一定の方針が出されるとの情報も得ましたので、町長会としては、日赤側からの報告を待つ、具体的な対応検討を行うことにしたところでございます。

新ひだか町立静内病院における「婦人科」の開設について